

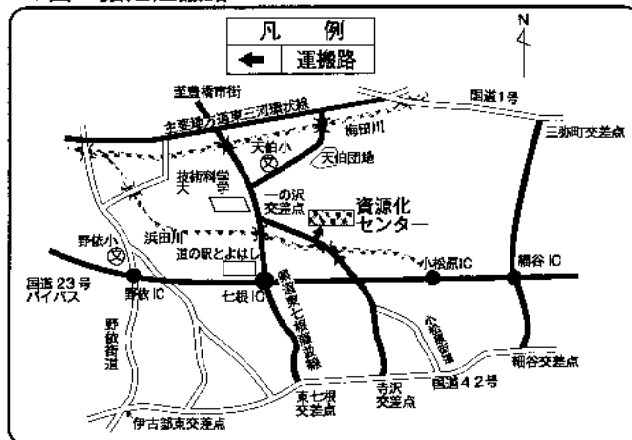
《表》投入を許可する一般廃棄物の種類等

種 類	廃棄物の例	条件及び性状等※下表の基準を満たさない場合は投入できません。	受 入 不 可 ※産業廃棄物に該当
紙くず	伝票 カタログ 書類など	1 飛散防止の措置が講じられていること。 2 筒状、板状にあっては、最大長おおむね60 cm以下であること。 3 筒状で中空のものは、最大径おおむね20 cm以下であること。 4 結束されていないこと。 5 リサイクル可能なダンボール等は受入不可。	× パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず × 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）から出る紙、板紙のくず
木くず	庭木の剪定枝 木製の用具 など	1 飛散防止の措置が講じられていること。 2 最大径おおむね30 cm以下であること。 3 最大長おおむね120 cm以下であること。 4 結束されていないこと。 （※再利用には適さない次に該当するものを搬入する場合には、計量時に申し出てください。 ・キョウチクトウ、あせび、ウルシ等の有毒木 ・剪定枝以外の木くず）	× 木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材、おがくず、バーク類など × 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）から出る木材、竹、ワラ、その他これに類する不要物 × 物品賃貸業（リース業）に係るもの × 貨物の流通のために使用した木製パレット
繊維くず	作業着 布巾など	1 天然繊維であること。 2 常状、ひも状のものと及び畳は、最大長おおむね50 cm以下であること（畳は8等分に切断）。 3 飛散防止の措置が講じられていること。 4 結束されていないこと。	× 衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず × 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）から出る木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動植物性 残さ	魚市場・飲食店 から排出される残 さ及び厨芥類 など	1 含水率 85% 以下であること。 2 著しい飛散性、臭気がないこと。	× 食料品、医薬品、香料製造業から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かす等の不要になったもの。（製造及び加工工程により発生する残さに限る）
動物のふん尿、美容業から 排出される人毛など			× 畜産農業に係るもの

（注記）

- 上記の廃棄物でも次に該当する場合は、投入を許可しません。
（1）特別管理廃棄物、毒物、劇薬、農薬、又は発火性のもの。
（これらが付着又は封入されているものを含む。）
（2）有毒ガス又は著しい臭気等を発生し、若しくはそのおそれのあるもの。
（3）粉塵の発生又はそのおそれのあるもの。
- 廃プラスチック（プラスチック容器・発泡スチロール・ビニールロープ・カップ麺容器・ペットボトル等）は投入できません。
- 「条件及び性状等」に記載していない事項については、廃棄物処理法の基準によります。（例：防炎・不燃加工されている繊維くずなど合成繊維付着のものは、繊維くずと廃プラスチック類との混合物となり、投入できません。）
- その他施設管理者が特に必要と認めたものは、この限りではありません。

《図》指定運搬路



資源化センター 利用の手引き （事業者用）

豊橋市環境部

◎投入に関すること 環境部資源化センター

（資源化センターリサイクルプラザ棟2階）
豊橋市豊栄町字西530番地
電 話 0532-46-5303

◎投入許可手続きに関すること 環境部廃棄物対策課

（豊橋市役所西館5階）
豊橋市今橋町1番地
電 話 0532-51-2410

投入許可について（下記の許可対象者が、市の処理施設において廃棄物の処分を受けようとするときは、あらかじめ市長の許可が必要です。）

◎処理施設

資源化センター（豊橋市豊栄町字西 530 番地）

◎許可対象者

市内の事業所から発生する《表》に掲げる廃棄物を自ら処理することが困難と認められる事業者

◎許可する廃棄物の種類等

- 1 《表》に掲げるとおりとします。
- 2 廃棄物の投入にあたっては、事前に発生を抑制し、再生利用、資源化に努めてください。

◎許可する廃棄物の量

- 1 一事業所あたり 1 日 5t かつ月 100t 以内を原則としますが、施設の管理上、制限する場合もあります。

◎投入時間と休日

- 1 時間 (1) 午前 9 時から正午まで
(2) 午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 休日 (1) 土曜日、日曜日及び祝休日
(2) 年末年始の施設休業日
(3) その他管理者が必要と認める日

◎投入料金

単 位	料 金
	一般廃棄物
10kg ごとに	150 円

※備考

- 1 10kg 未満は 10kg とみなします。
- 2 料金は、廃棄物カード又は現金で支払ってください。
廃棄物カードは事前に資源化センター事務所又は、投入後に計量棟にて購入してください。

※一度に多量の廃棄物カードを購入する際は、資源化センター事務所で購入してください。

◎投入許可の手続き

搬入希望者は、廃棄物を搬入する前に次の書類を提出し、許可を受けてください。

- 1 投入許可申請書（廃棄物対策課 HP から取得可能）
- 2 申請場所
(1) 環境部廃棄物対策課（豊橋市役所西館5階）
(2) 資源化センター事務所（リサイクルプラザ棟2階）
※（2）で申請される場合、投入許可証は後日交付となります。
- 3 投入許可証は車両ごとに発行しますので、必ず許可車両で搬入してください。
- 4 バイオマス利活用センターへの投入許可証では投入できませんので、搬入施設の欄をよく確認し搬入してください。
- 5 施設内での、分別はできませんので、必ず分別をしてから搬入してください。

◎投入許可の手続き

- 1 リサイクル可能な廃棄物（ダンボール等）は再生利用し、ごみの減量に努めてください。
- 2 複数の種類の廃棄物を投入する場合は、混載しないで搬入してください。
- 3 投入許可証は、投入品目（種類）を許可するもので、その他粉末状など性状等によっては、施設で受け入れられない場合もあります。
- 4 フレコンバッグ等を使用しての搬入はできません。
- 5 運搬中廃棄物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講じるなど、廃棄物処理法、交通法規等を厳守してください。
- 6 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全支障が生じることがないように、対策を講じてください。
- 7 資源化センターへの出入りの際は、《図》に示す指定運搬路を必ず通行してください。
- 8 車両の土は落として搬入してください。
- 9 トラック等荷台のアオリがごみピットに落下しないよう取付を確認して搬入してください。

◎処理施設での注意

- 1 計量棟で投入許可証を提出するとともに、荷台のシート等を取り除いて内容確認と計量を受けてください。
- 2 投入が認められた場合は、投入場入口で係員の投入指示を受けてください。
- 3 投入場所において係員の指示に従い内容の確認を受け、自ら廃棄物を投入してください。
- 4 上記 1 及び 3 の確認の結果、受入基準に不適合と認められた場合は、投入できませんので、引き取ってください。
- 5 投入後は、計量棟で空車計量し、料金を支払ってください。
- 6 廃棄物を搬入する際は、常に投入許可証を携行し、係員等から閲覧を求められた場合は、これを提示してください。
- 7 施設内安全管理上、車両高 3.5m 以下、最遠軸距（ホイールベース）7m 以下、車両最大積載量概ね 4t 以下及び場内速度 20 km/h 以下並びにピット投入時安全ベルトの着用等を厳守してください。

◎その他の留意事項

- 1 市外で発生した廃棄物の投入はできません。
- 2 法令若しくは本手引きに違反した場合又は虚偽若しくは不正の事実を発見した場合は、投入許可の取消し等の措置をとることがあります。
- 3 施設内では、施設管理者が保安上並びに管理上指示する事項を厳守してください。
- 4 故意又は過失により処理施設に損害を与えたときは、賠償をしていただきます。

※廃棄物カードのご購入の際には、
便利な「納付書払い」をご利用ください。